

「ワシントン条約に基づく輸入許可書の申請手続等について」等の一部改正案等（ヨーロッパウナギの取扱い変更に伴う改正等）に対する意見募集の結果について

令和8年10月16日
経済産業省
貿易管理課

「ワシントン条約に基づく輸入許可書の申請手続等について」等の一部改正案等（ヨーロッパウナギの取扱い変更に伴う改正等）について、令和8年8月10日から同年9月10日まで意見募集を実施しました。

提出意見と提出意見を考慮した結果については以下のとおりです。

なお、行政手続法第四十三条第二項の規定に基づき、提出意見の整理を行っています。

	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	【ワシントン条約に基づく輸入貿易管理制度に関する運用についてのご意見】 ・ヨーロッパウナギ、外国産のうなぎは不要である。 ・希少な水産資源の保全の観点から、ヨーロッパウナギ等の輸入・流通管理の厳格化及びトレーサビリティの確保を求めるとともに、食品ロス対策の強化により資源保全と消費者利益の両立を求める。 ・国際条約の遵守、違法輸入の防止、生態系保全、国際的信用の確保に直結する極めて重要な制度であるため、国民の安全保障と国際的信頼を守るために KPI の設定は必須であると考える。 ・電子申請、データ標準化（ユニコード対応）、国際情報共有の DX 化など、DX 領域が不可欠であるにもかかわらず、デジタル庁との協調が明記されていない。	・経済産業省としましては、ワシントン条約を履行するため、同条約で規制されている野生動植物等について、外為法に基づく輸出入管理を行っております。ヨーロッパウナギは同条約の対象種であり、引き続き、同条約、関連決議及び外為法の関連規定に基づき、適切に輸出入管理を行ってまいります。 ・ご指摘の KPI は政策全体の運用や執行状況の評価に関するものであり、本改正案はワシントン条約決議を踏まえた手続規定の整備等を行うものであることから、原案のとおりとします。国際条約の適正な履行を確保するため、引き続き、適切な貿易管理に努めてまいります。 ・輸入承認等の申請手続については、NACCS システムにより電子申請が可能となっており、引き続き、関係各所と連携しながら、電子化の取組を進めてまいります。

2	【「ランチング」の定義に合致するヨーロッパウナギの取扱い変更に伴う改正についてのご意見】 ・審査の長期化や不必要な問い合わせが急増することを防ぐため、ヨーロッパウナギ（出所コード「R」）の審査に必要な添付書類の例示および事前相談体制の明記、科学的根拠の判断基準や不承認基準を明確化すべき。 ・条約履行は必要だが、今回の改正は、既に附属書Ⅱに掲載されているヨーロッパウナギのみを対象とし、ニホンウナギ等の合法取引に過度な影響を与えないようにすべき。 ・条約適用前（2026年1月6日以前採捕）標本のソースコード0取扱いを、証拠書類の範囲を明確にしたうえで維持すべき。 ・日本は既にシラスウナギを特定第一種水産動植物とし、国内流通適正化を進めている。CITES 手続の厳格化と国内法の重複・矛盾が生じないように、農林水産省との調整を徹底すべきである。	・経済産業省ホームページに掲載しております 2026 年 6 月 26 日付お知らせ「ヨーロッパウナギ（<i>Anguilla anguilla</i>）のランチング標本の輸出入の手続について（https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/02_exandim/06_washington/download/oshirase_260626.pdf）」において、ヨーロッパウナギについては、現時点では「ランチング」の定義に合致することを示す十分な科学的根拠は確認されていない旨、ワシントン条約動物委員会等で指摘されていることを踏まえ、「十分な科学的根拠」と認められる場合の考え方を示しております。またこのため、現時点において一律に必要な書類を例示することは困難であり、原案のとおりとします。 ・ワシントン条約の規制対象は附属書掲載種に限られております。今回の通達改正は、ワシントン条約第 20 回締約国会議における決議を踏まえ、附属書Ⅱに掲載されているヨーロッパウナギ（<i>Anguilla anguilla</i>）に係る手続きを整備するものであり、他のウナギ属種を対象とするものではありません。 ・ヨーロッパウナギの輸出入管理については、外為法関連規定等に基づき、必要な確認を行いつつ適切に実施してまいります。なお、ヨーロッパウナギのワシントン条約附属書への掲載は 2009 年 3 月 13 日であるため、条約適用前取得標本に該当するのは 2009 年 3 月 12 日以前に取得された標本となります。 ・ワシントン条約において日本の管理当局である経済産業省と科学当局である水産庁とは、相互に連携しつつ、対象種の輸出入管理を実施しております。
---	---	--

3	【その他ワシントン条約で規制されている野生動植物等の輸入許可書の申請手続等についてのご意見】 ・相手国（輸出国・再輸出国）の管理当局が発行した輸出許可書等に記載された単位や表記と、日本側の申請書に入力する推奨コード・単位との間に表記の揺れや差異が生じるケースが予想されるため、CITES 推奨コードおよび推奨単位の使用における柔軟な運用規定を明記すべき。 ・関係省からの助言・審査手続きにおけるワンストップ窓口と標準処理期間の明確化すべき。 ・申請者の困惑を招く可能性があるため、新様式および公印変更に伴う経過措置又は周知期間を設けるべき。	・CITES 推奨コード及び推奨単位の取扱いにつきましては、輸出先国における輸入通関の円滑化及び書類不備によるトラブルの防止等の観点から、輸出許可申請書の記載方法について、本年9月1日付お知らせ「ワシントン条約輸出許可申請における取引品目コード及び単位の記載について」を経済産業省ホームページに掲載、周知しております。なお、ご指摘の点につきましては、輸入に係る相手国政府発給のCITES 輸出許可書等については、記載されている取引品目コード（記載の有無を含む。）及び単位をそのまま受け入れることとしているため、原案のとおりとします。 ・関係省庁への照会については、全て野生動植物貿易審査室が行っており、申請者が個別に関係省庁へ照会いただく必要はありません。なお、当該照会に要する期間については、個別案件の内容や照会先省庁の対応状況によって異なるため、目安をお示しすることは困難です。同室としては迅速な審査に努めるとともに、関係省庁にも速やかな対応をお願いしております。 ・様式については、新様式を使用いただくことが望ましいものの、旧様式による申請についても一定期間柔軟に受け付ける予定です。また、補正のご連絡の際などを通じて新様式の使用を周知してまいります。
4	【輸入承認の有効期間及びその延長等の対象となる手続の明確化についてのご意見】 ・組織名称、法令等名称、引用法令等の記載方法の整合性を確認していただきたい。	・組織名称の更新、告示名の修正、引用法令等の記載方法の修正、法令用語の用法を適正化する技術的修正を行います。

・ 2（1）の「立証する書類」は、原本なのか、写しなのか。 ・ 2（2）①（イ）の「(以下「延長申請書」という。)」を削除すべき。 ・ 2（2）の「各1通」について、正本は1通しかない。 ・ 2（3）①に、税関長が輸入承認証を交付することはあるが、どの規程か。また、「当該」とあるが輸入承認証は前出していない。 ・ 2（3）②に「同欄の近く」とあるが「欄」がない。 ・ 3の「審査します。」は、審査基準に該当しなくても承認すると誤解を招く。 ・ 3（5）の「別に定めた審査基準」は何を指すのか。 ・ 延長期間の上限の例外的な取扱いの範囲が明確に伝わるように、規定ぶりを平易かつ明確に整理・補足すべき。	・ 提出を求める書類の性質に応じて、写しの提出を求める場合や、原本・写しの区別になじまない資料の提出を求める場合があります。このため、一律に原本又は写しとして規定することは適当でなく、原案のとおりとします。 ・ 当該規定以下に引用されておきませんので、削除とする技術的修正を行います。 ・ ご指摘の箇所は、正本1通及びその写し1通の提出を求める趣旨で記載しているものです。当該表現により提出部数は明確であり、運用上支障はないため、原案のとおりとします。 ・ ご指摘の規定は、税関長が有効期間の延長等を承認した場合における承認証の記載方法及び返付の取扱いを定めたものです。 ・ ご指摘の表現は、延長後有効期間満了日の記載箇所を指すものです。当該記載箇所の近傍に延長承認年月日及び確認印を表示する趣旨は明確であるため、原案のとおりとします。 ・ ご指摘の「審査します」との記載は、後段に掲げる審査基準への適合性を審査する趣旨であり、当該基準を満たさない場合に承認することを意味するものではありません。 ・ 制度運用上必要な審査基準を追加的に定める必要が生じた場合に対応するため設けているものです。制度運用の状況等を踏まえ必要が生じた場合には適切に対応してまいります。 ・ 延長しようとする有効期間については、審査基準を満たす期間が認められます。3（4）に記載する貨物については、貨物の特性を考慮し、審査基準において6月の範囲内と規定するものです。
---	--

5	申請許可書等の個人情報管理の徹底を求める。	引き続き、情報管理の徹底に努めてまいります。
6	申請書等においては、法人である申請者については法人番号の記載が行われるようにすべきである。	外為法に基づく申請手続に係る法人番号の記入については、電子申請においては導入されているところです。 今後とも、必要に応じて法人番号の利用を検討してまいります。

※公示時の案から、一部技術的な修正をさせていただきます。